

[用紙番号 環境省—1]

個表番号	2-18	法律名	自然公園法 (S32 法 161)
条 項	すべて	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園事業の認可、届出受理等 ・ 国立公園における行為の許可、届出受理等 ・ 国立公園における命令、報告徴収、立入検査等 ・ 国立公園の指定、公園計画の決定等に係る実地調査 等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p><u>I 国立公園は、国が保護管理するのが国際標準</u></p> <p>○ 国立公園は観光振興など地域経済の活性化にも資するが、それを目的として指定・管理しているのではない。国立公園は我が国を代表する優れた自然であり、国民全体の付託を受けて、その自然を保護することが第一の目的。多くの自然保護関係のNGOや有識者も環境省で保護管理すべきとの意見。</p> <p>○ 世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州の権限が強い連邦制である米国、カナダ等においても、国立公園は連邦政府が管理しており、地域主権とは異なる観点、考え方の下で整理されていることがわかる。 ・ 我が国にはすでに、別途地方自治体が管理する自然公園として「国定公園」、「都道府県立自然公園」もある。 <p>○ 国立公園の屋久島、知床、小笠原などは世界遺産となり、世界的に認知されているが、国際社会で高く評価されるためには、国が責任を持って保護していることが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護地域の世界遺産への推薦は、国際約束上、国が行うこととなっており、保護管理も国が責任をもって行うことが原則。 <p>○ 生物多様性の保全は国際的課題。国立公園等の保護区の新規指定・拡大や公園計画の策定を進めるのは国の責務であり、地域の実情も踏まえつつ、国際的・全国的見地からその企画立案を行っているのが地方環境事務所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国連生物多様性条約でも「生息域内保全」のために国立公園等の保護区は重要な施策として位置づけられている。 ・ 2010年に名古屋で開催された国連生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において我が国が議長として合意に導いた愛知目標においても、保護区の総面積等について数値目標が設定されたが、その取組として国による優先順位づけや国際協調などが強調されている。 <p>○ 以上のことも含め、「国立公園」は国が責任を持って保護管理するから「国立」という名称を冠している。国立公園は各国政府の自然保護の取組を象徴する国際的な存在。地方公共団体が保護管理に責任をもつ地域になれば、国際的にはもはや「国立公園」とは言えなくなってしまう。</p>			

- ・我が国をはじめ各国政府が参加する世界最大の自然保護機関であり、準・国連機関とも言える「国際自然保護連合（IUCN）」においても、1969年に定めた定義の中で、国立公園を「保護のための施策を講じるのが“the highest competent authority of the country”（国内で最高の権能を有する行政機関）である地域」と明記している。国立公園の地方移管は、このような国際標準からの逸脱であるとして、国際的に批判されるおそれがある。

Ⅱ 国立公園の保護管理は、国の環境行政機関による開発チェックが基本

- 開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要。
 - ・地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っている。地方公共団体の要望により、道路、河川・ダム、農村施設、空港、鉄道の整備等が行われることが多い。さらには地方公共団体自らが開発事業者として開発許可申請を行うこともあり、その際には、保護による利益との間で明らかな利益相反となる。
 - ・なお、地方公共団体の首長や職員の考え方や能力の問題ではなく、そのような属人的な事情に頼らない、システムとして構築することが必要。
- 平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分。
- 自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではない。また、一度失われた自然を回復させることも非常に難しく、国による是正措置、代執行などの仕組みにはなじまない。
 - ・全国的・国際的な見地から、現場にいるレンジャー（自然保護官）が地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理が図られるべきもの。
- 国立公園の約 6 割の土地が、林野庁の管理する国有林。国立公園と国有林との調整は、国の機関同士で総合的に調整・管理することが適当。

Ⅲ 国立公園の地方移管は、自然保護の専門的知見のある職員配置を困難にする。

- 保護管理は、それを担う「人」が重要。このため、環境省では、自然保護を志すレンジャー（自然保護官）を毎年採用し、2、3年毎に全国を転勤させることで様々な自然の保護管理を経験させている。また、本省での政策の企画立案や国会対応、海外や研究機関での勤務等を経験し、国内外の最新の情報を得ている。このような環境大臣の指揮監督の下での人事システムがあつてこそ、保護と利用のバランスをとり、全国的・国際的な視点に立った質の高い国立公園の保護管理が可能になる。
 - ・保護地域の管理の在り方をめぐり、国際的に盛んな議論が行われており、環境省のレンジャーも日本政府を代表して参画している。このような国際的な知見を適切に現場の管理に反映していく

ためにも、国の職員が国立公園の管理に責任をもって行うことが適当。

- ・また、レンジャーが丸ごと移管され、国内の特定地域にのみ責任を有する組織の中で、狭い範囲での経験しか得られないと、多様な地域の最新情報に基づく全国的・国際的な視点での管理が困難となる。また、許可権者が地元と密着しすぎることも起きうる。
- ・さらに、もともと我が国の国立公園は非常に少人数の職員で運営されており、自然保護の専門職員は少ない（レンジャーは全国で約 260 人に過ぎない。）ため、各地域ごとに採用・育成するよりも、全国レベルで採用・育成の方が合理的。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① のとおり。

ただし、国立公園の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような協働型の管理のあり方について検討することを考えている。

[用紙番号 環境省—2]

個表番号	2-12	法律名	自然環境保全法 (S47 法 85)
条 項	すべて	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域における行為の許可、届出受理等 ・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域における命令、報告徴収、立入検査等 ・ 自然環境保全地域における保全事業の執行の同意等 ・ 自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に係る実地調査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 本法に基づく原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、南硫黄島や白神山地をはじめとして、人間活動の影響が少なく原始的な自然環境を維持している地域を開発から保護するために指定されたものである。基本的に開発は凍結され、許可される行為は学術研究等に限定されている。国立公園と同様に、優れた自然環境を維持している地域を保護するため制度であり、移譲により不都合が生じる理由は国立公園と同じである。</p> <p>○ 平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分。</p> <p>○ 原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、レンジャー（自然保護官）が国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。</p> <p>○ なお、連邦制である米国においても、国立公園（National Park）と並んで、原生自然保全地域（Wilderness Area）等として国で直接保護・管理することが基本である。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>① と同じ。</p> <p>ただし、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保護管理について広域的实施体制をはじめとする地方自治体と連携するような方策について検討することを考えている。</p>			

[用紙番号 環境省—3]

個表番号	2-3	法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（H14法 88）
条 項	国指定鳥獣保護区に関する条項（9①②④⑤⑦⑧⑨⑪⑬、10①②、28の2⑤、29⑦⑧⑩、30①②③、31①②、75①②③）	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区における鳥獣の捕獲許可等 ・国指定鳥獣保護区における保全事業の同意等 ・国指定鳥獣保護区における行為の許可等 ・国指定鳥獣保護区における命令、報告徴収、立入検査等 ・国指定鳥獣保護区の指定等に係る実地調査等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 本法に基づく国指定鳥獣保護区及び同特別保護地区は、ラムサール条約登録湿地や国境を超えて移動する渡り鳥の中継地、イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコやトキ等の希少鳥獣の生息地など、国際的・全国的見地から重要な鳥獣及びその生息地を保護するために指定されたものである。国立公園と同様に、優れた自然環境を維持している地域を保護するため制度であり、移譲により不都合が生じる理由は国立公園と同じである。</p> <p>○ 平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分。</p> <p>○ 国指定鳥獣保護区は、レンジャー（自然保護官）が国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。</p> <p>○ なお、連邦制である米国においても、国立公園（National Park）と並んで、国指定野生生物保護区（National Wildlife Refuge）等として国で直接保護・管理することが基本である。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>① と同じ。</p> <p>ただし、国指定鳥獣保護区の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような方策について検討することを考えている。</p>			

[用紙番号 環境省—4]

個表番号	2-3	法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (H14法 88)
条 項	鳥獣の輸出入規制に関する条項 (25②④⑤⑥⑦、26③④)	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出しようとする鳥獣の適法捕獲証明書の交付申請の受理、効力の取消し等 ・違法に鳥獣を輸出しようとした者への措置命令 ・特定輸入鳥獣が規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識の交付等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 国際的な取引の規制は、地域住民との関わりのない、純然たる国の業務。日本国政府として輸出入の相手国に対する一元的な対応が必要である。違法な輸出入が起きた場合には、適切な対応を取らなければ相手国当局への混乱を生じさせ、国際問題に発展するおそれがあり、相手国当局と協力し早急な問題解決を図ることが求められる。</p> <p>○ また、違法な輸出入への対応としては、地方環境事務所が税関などと連携しながら水際対策（貨物検査等の現場対応）を行っている。同事務と関連する税関その他の輸出入規制機関はすべて国の機関であり、輸出入に関する事務はすべて国が実施していることから、地方公共団体がこの事務を行う積極的意義はなく、移譲により不都合が生じると考える。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>① と同じ。</p>			

[用紙番号 環境省—5]

個表番号	2-8	法律名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (H4 法 75)
条 項	希少種の個体等の保護等に関する条項 (8、10①②④⑤⑥⑦⑩、11①②③、18、19①、30①②③、<30③>、32①、<32①>、32②、<32②>、33①、<33①>、33 の 4 ①、54②、47④、49)	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入された希少種の個体等を譲受けした者等に対する報告徴収又は立入検査 ・ 国内希少野生動植物種の捕獲等の許可等 ・ 特定国内種事業の届出受理等 ・ 特定国内種事業者への指示、命令、報告徴収、立入検査等 ・ 特定国際種事業者への指示、報告徴収、立入検査等 ・ 保護増殖事業者に対する報告徴収 <p style="text-align: right;">等</p>

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 種の保存法は、全国的な野生動植物の生息・生育状況を見て、国を単位に絶滅を回避し、種の保存を図るものである。特に行動範囲が広い鳥獣類については、地域ブロックの範囲を超えることも想定され、捕獲許可や保護増殖事業などを行う際には、全国の生息状況等を鑑みた上で行う必要があるため、一地域のみで対応することは、その保全に支障を生じさせるおそれがある。
- トキ、ツシマヤマネコ、イヌワシなど、絶滅のおそれのある野生動植物の種（希少種）の個体の保護に関しては、全国の専門家・研究機関の知見を集中させ、国家的なプロジェクトとして取り組んでいる。例えば、現在、環境省ではツシマヤマネコの飼育繁殖・野生復帰のプロジェクトを開始しており、全国の動物園等と連携し飼育繁殖を行い、長崎県の対馬でほ乳類初の野生復帰に取り組んでいる。地方自治体移管による体制の変更は事務に大きな支障を生じさせるおそれがある。
- 国際希少野生動植物種は、ワシントン条約により国際取引が厳しく規制されている種や二国間渡り鳥等保護条約により保護の対象となっている種を指定し、その流通を規制するものである。これは国際約束を履行するための純然たる国の業務である。また、登録票を備え付けた国際希少野生動植物種及び特定国際希少野生動植物種は、商品として全国的に流通することから、一地域のみで対応することは困難である。
- 特定国内希少野生動植物種に関しても、国際希少野生動植物種同様に全国的に流通するものであるから、他域と連動した報告聴取や立入検査等の対応が必要であり、一部の地域のみ実施主体が異なる状況は効率性に問題がある。平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分している。

○ 希少種の保護は、必要に応じ現地にレンジャー（自然保護官）を駐在させるなど、国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① と同じ。

ただし、希少種の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような方策について検討することを考えている。

[用紙番号 環境省—6]

個表番号	2-8	法律名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）
条 項	希少種の生息地等の保護に関する条項（35、37④⑤⑦⑧⑩、<37⑤⑦>、38④Ⅲ、39①②③④⑤、40①②、41①②、42①②、54③、49）	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区における行為の許可、届出受理 ・生息地等保護区における命令、報告徴収、立入検査等 ・生息地等保護区の指定等に係る実地調査等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 本法に基づく生息地等保護区は、鳥獣以外も含め、絶滅のおそれのある野生動植物の生息地を保護するために指定されたものである。国立公園と同様に、優れた自然環境を維持している地域を保護するため制度であり、移譲により不都合が生じる理由は国立公園と同じである。</p> <p>○ 生息地等保護区は、レンジャー（自然保護官）が国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。</p> <p>○ なお、連邦制である米国においても、国立公園（National Park）と並んで、国指定野生生物保護区（National Wildlife Refuge）等として国で直接保護・管理することが基本である。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>① と同じ。</p> <p>ただし、生息地等保護区の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような方策について検討することを考えている。</p>			

[用紙番号 環境省—7]

個表番号	—	法律名	東日本大震災復興特別区域法（H23 法 122）
条 項	49⑤⑥	事務内容	・国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議を受け、同意すること。
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 本規定は、国立公園における許可又は届出に関する特例措置であるため、国立公園と同様の取扱いとする必要がある。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
① と同じ。			

[用紙番号 環境省—8]

個表番号	2-2	法律名	土壌汚染対策法 (H14 法 53)
条 項	3① 35 36③ 37① 39 40 42 43 54⑤	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査機関の指定及び更新 ・ 指定調査機関の変更届出の受理 ・ 指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令 ・ 指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理 ・ 指定調査機関に対する適合命令 ・ 指定調査機関の業務廃止届出の受理 ・ 指定調査機関に対する指定の取消し ・ 指定調査機関の指定等の公示 ・ 指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 現在地方環境事務所が行っている指定調査機関に係る業務を広域的实施体制が行う場合、その指定・監督は、当該指定調査機関を指定した広域的实施体制が行うこととなり、これは、指定調査機関が一の広域的实施体制の地域を越えて調査業務を行う場合でも同様である。この場合、指定調査機関が調査業務を行う地域を管轄する広域的实施体制は、当該指定調査機関を指定していないことから、指定の取消し等の措置を行うことができないこととなるが、指定の取消し等の措置を実施できなければ、土壌汚染対策法の円滑な施行が行えず、ひいては同法の目的である国民の健康の保護にも支障を来すこととなる。</p> <p>○ 仮に、指定調査機関が調査業務を行う地域を管轄するすべての広域実施体制から指定・監督を受けることとした場合、当該指定調査機関がその中の一の広域的实施体制において同法第 42 条の取消要件に該当することとなった場合に、このような情報に関し、広域的实施体制間及び広域的实施体制と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分を行うことが困難になることが予想され、例えば、他の広域的实施体制において取消処分を受けた指定調査機関が別の広域的实施体制において指定を受け続けるような事態が生じる可能性がある。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>一の広域的实施体制の地域内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務は広域的实施機関に移管し、一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務は国において行うこととする。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 環境省—9]

個表番号	2-9	法律名	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (H4 法 108)
条 項	7 12① 〈12①〉 15①② 16①②	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理 ・ 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理 ・ 輸入移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ・ 特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収 ・ 特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 国境を越えて移動する有害廃棄物の管理については、「バーゼル条約」の的確かつ円滑な実施を確保する必要があるため、日本国政府として輸出入の相手国政府に対する一元的な対応が必要である。</p> <p>○ さらに、不法輸出入（シップバック等）が起きた場合には、適切な対応を取らなければ相手国当局への混乱を生じさせ、国際問題に発展するおそれがあることから、輸出入の相手国の当局と協力し早急な問題解決を図る必要がある。</p> <p>○ また、不法輸出入への対応としては、地方環境事務所が税関と連携しながら水際対策（貨物検査等の現場対応）を行っているが、本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である。</p> <p>○ 上記の点を踏まえると、有害廃棄物の輸出入に関する相手国政府との調整を地域単位で行うことは一元的な対応を阻害し、不法輸出入が起きた場合の早急な対応に支障が生ずるおそれがあるため適切ではなく、引き続き国の事務として実施する必要がある。</p> <p>○ また、同事務と関連する税関その他の輸出入規制機関はすべて国の機関であり、輸出入に関する事務はすべて国が実施していることから、地方公共団体がこの事務を行う積極的意義はなく、移譲により不都合が生じると考える。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
①と同じ。			

[用紙番号 環境省—10]

個表番号	2-13	法律名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S45 法 137)
条 項	10① 〈10①〉 15の4の5①④ 19の5① 19の6① 19の8① 19の8②③④	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の輸出の確認 ・産業廃棄物の輸出の確認 ・産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ・産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ・産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を排出した事業者に対する措置命令 ・産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ・行政代執行に要した費用の請求
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 国境を越えて移動する廃棄物の管理については、「バーゼル条約」の的確かつ円滑な実施を確保する必要があるため、日本国政府として輸出入の相手国政府に対する一元的な対応が必要である。</p> <p>○ さらに、不法輸出入（シップバック等）が起きた場合には、適切な対応を取らなければ相手国当局への混乱を生じさせ、国際問題に発展するおそれがあることから、輸出入の相手国の当局と協力し早急な問題解決を図る必要がある。</p> <p>○ また、不法輸出入への対応としては、地方環境事務所が税関と連携しながら水際対策（貨物検査等の現場対応）を行っているが、本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である。</p> <p>○ 上記の点を踏まえると、廃棄物の輸出入に関する相手国政府との調整を地域単位で行うことは一元的な対応を阻害し、不法輸出入が起きた場合の早急な対応に支障が生ずるおそれがあるため適切ではなく、引き続き国の事務として実施する必要がある。</p> <p>○ また、同事務と関連する税関その他の輸出入規制機関はすべて国の機関であり、輸出入に関する事務はすべて国が実施していることから、地方公共団体がこの事務を行う積極的意義はなく、移譲により不都合が生じると考える。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
①と同じ。			

[用紙番号 環境省—11]

個表番号		法律名	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23 法 110）
条 項	16 17①・18③ 18①② 18④ 31③ 31④ 49② 49③ 49④ 50② 50③ 50④	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理 ・特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定 ・特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理 ・特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査 ・除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理 ・除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務 ・指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収 特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収 ・除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収 ・指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度） ・特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度） ・除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）においては、国の責務として、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており（法第 3 条）、また、地方環境事務所が行うことされている第 16 条の事務等は事故由来放射性物質

【様式3】

による環境の汚染への対処に関する措置に係る事務であることから、当該事務は国が責任を持って行うべき事務であり、国と異なる主体である広域的实施体制に移譲することは法の趣旨に反する。なお、法においては、地方公共団体の責務について、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、・・・適切な役割を果たす」とされているところ（法第4条）。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

①と同じ。